

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の
在り方に関する検討会」（第5回）議事次第

平成13年4月12日（木）10:00～12:00

於 全国都市会館 3階 第2会議室

1. 開 会

2. 委員出席状況報告等

3. 議 事

委員のレポートとそれに基づく協議

・ 弁護士 住田 裕子委員

・ お茶の水女子大学助教授 永瀬 伸子委員

4. 閉 会

女性と年金検討会（第5回）

4月12日 弁護士 住田裕子

1 平成 10.19.9 付け年金審議会意見

「現在の年金制度は、…第3号被保険者が設けられていること、厚生年金の水準も世帯を単位に設計されていることなど伝統的な女性の役割を反映した世帯単位の考え方を基本としている。しかし、経済の担い手として自立して働く女性という視点で年金制度の在り方を考え、年金制度も世帯単位中心から個人単位に組み替えることが望ましいとの考え方がある。」

◎ 問題点 現在の年金制度は、伝統的な女性の役割を反映した世帯単位の考え方を基本としているが、これが妥当か

2 伝統的な女性の役割とは…「男は仕事・女は家庭」の専業主婦

[昨年総理府世論調査結果] 同感する 25.2 (男性 29.6 女性 21.4) %
// しない 48.3 (男性 41.9 女性 53.5) %

欧米諸国では男女とも同感しない層が8～9割

- ・ 我が国の女性は能力はありながら、それが活用されていない… 2頁の上の表
- ・ 女性の年齢階級別労働力率がM字型 (特異) … 3頁下の表
- ・ 男性の家事時間が極めて少なく、共働きの妻にも重い負担 … 4頁中の表

3 専業主婦

- (1) 昭和20年前後のベビーブーマー世代を頂点に以後減少、4割以下に (1200万人)
 - (2) 専業主婦が戦後多数派・主流派となった原因
 - ・ 産業構造の変化、都市化、終身雇用制度の増加、サラリーマン世帯の増加、職住分離・遠距離化、労働者数過剰など
 - (3) 今後の見通し
 - ・ 少子高齢化→労働力不足により女性、高齢者の進出が必要… 3頁上の表
 - ・ 女性の就労意欲は高く、環境整備に伴い、いっそう減少… 3頁中の表
 - (4) 男女共同参画社会に向けて
 - ・ 実現の必要性「男女が多様な生き方を選択できるようにするため」… 4頁下の表
 - ・ 21世紀の最重要課題
 - ・ 阻害要因の除去… 第4条、8頁②
- 雇用調整の実態があることから、税制・年金について検討要

年金の第3号被保険者制度について

1 専業主婦への優遇策（ただ乗り）に対する不公平感、批判

専業主婦は、これまでの多数・主流派→少数派に

2 現在、専業主婦にならざるを得ない現状（3頁中表の潜在有業率2～30%の層）

固定的役割分担意識の下、保育・介護環境等の未整備、長時間労働等による仕事と家庭との両立困難→両立支援策の整備に伴い、働く意欲・意思のある女性が労働市場へいっそう進出

今後の専業主婦像…夫の一定以上の収入を背景に、家庭内労働、地域活動・余暇活動等に充実感、必要性を求める層

3 専業主婦の年金保険料負担能力はゼロか、強制加入は不可能か

① 無収入の学生に強制していることとの制度的不均衡あり

② 自営業者の妻との不均衡あり

③ 昭和60年改正前に国民年金への任意加入制度があったところ、7割以上の加入実績あり

④ 夫の収入に対しては家事労働等無償労働で寄与しており、結婚終了の際（離別・死別）には、清算してその2分の1を財産分与・相続として取得…婚姻共同体の間は、清算の必要がないが、潜在的持分権あり

⑤ 妻は婚姻費用を夫と共有しており、妻にも負担能力あり

・ 夫婦協力義務の一環として、稼働して収入のある夫に婚姻費用分担義務があり、拠出された費用は、夫婦の共有

・ 夫婦には生活保持義務があり（余りを譲るだけの単なる扶養義務とは異なり、同等の生活水準を送る義務）、年金受給も夫婦同額とするのが自然…そのための保険料も婚姻費用に含むと解される

・ 妻に夫の収入の2分の1の潜在的持分権があることを前提として（賃金分割の考え方）、具体的な支払保険料額を算出し、これを婚姻費用から支出する

◎ 賃金分割の考え方は、専業主婦のみならず、現在の共働き妻についても、適用可能
賃金水準が男性の約6割と低く、一方、共働き妻の家事労働への寄与の実態を勘案、

◎ 離婚による年金分割にも同様の説明が可能

現在、夫の報酬比例部分に対応する年金受給分について、妻の寄与分が考慮されず、妻に受給権もない以上、離婚清算時にその潜在的持分権を具体化して妻に譲渡することは、可能

年金の一身専属性から反対する論があるが、そもそも妻は、全財産について2分の1の潜在的持分権を有しているのであり、しかも、婚姻生活共同体である生計同一者で、生活保持義務を有する妻にはこの理由で排除することはできない。これを認める多数の裁判例もあり。

4 改正前後で年金受給権の権利性に相違

現在、負担なし＝扶助原理（生活保護と同質の公的扶助…資力調査をした上で、生活困窮状態にある者に対して最低限度の生活水準を維持させるため支給されるべきもの）

過去、負担あり＝保険原理（対価的関連あり、自助の理念による…拠出に対して反対給付を求めることが契約法的に当然にできる権利）

今後、労働市場に進出することを希望しない専業主婦の層について、扶助原理に基づく受給権がふさわしいか

女性と年金検討会発表資料 2001年4月12日

女性のライフサイクル:就業行動と子どもの養育を年金の視点から見る

お茶の水女子大学 永瀬伸子

1 既婚女性の就業行動と年金受給

1 家庭内活動(出産)と女性の就業

① 出産と就業の現状— 出産のみが原因ではないが、出産と離職は強く関連

依然として4割は結婚を機に専業主婦化している現状

第1子出産と主婦専業化がほぼ重なっている (7から8割は専業主婦)

以上 出生動向基本調査平成9年の再集計より 永瀬(1999) 参照

2 女性の結婚・出産・就業と第1号、第2号、第3号被保険者の現状

① 1988年と1997年の比較— 第3号の矛盾の拡大

第2号の女性は、結婚・出産期に30%に低下、その後ほぼ横這いでほとんど増えない

第3号の女性は出産育児期に高まりその後低下

ただし第3号だが有収入の女性は、1988年に比べて増加

第1号+第2号の女性は1988 54%から 1997 49%に減少

社会保険料を負担しない有業者は1988 13% 1997 22%

以上、 永瀬(2000, p.187-189)より

② 就業構造基本調査92年による特別集計結果 資料1参照

子どもの年齢が上昇した世帯では夫所得の高い層に第3号が多く、逆進的

未婚女性も年齢上昇とともに非正規労働化が進み、報酬比例年金を得られない可能性

資料1参照 永瀬・高山(2001)より

3 既婚女性の側の就業調整行動がパートの低賃金化に及ぼす影響

① 就業行動と現在の年金保険料納付

就業調整の原因、またその規模はどのくらいか、誰がしているのか

既婚女性の賃金分布

夫の所得の影響、子ども年齢の影響

永瀬(2001a)図を参照のこと

② 就業行動と将来の年金受給とのかかわり

1年間の年金保険料納付はどれだけの年金給付となるか

3号が1号となった場合 年金給付の増加はない

3号が2号となった場合 基礎部分があるため年金給付の増加はわずか

月収15万で10年働き、1ヶ月1.3万円保険料納付しても、

1.1万の報酬比例部分が増えるのみ

◎ 加入年数に依存、また賃金比例のため出産離職女性は低くなりやすい

③ パート労働市場の賃金構造に与える影響

パートの第2号被保険者はやや増加

しかし就業調整は「本格的パート」の労働市場に裁定を通じて影響

本格的に働かないことがもっとも有利な状況が制度的に作られている。

このため「主婦労働」は低賃金補助的。本格的に働く必要のある者も低賃金に

4 出産と年金、社会保障

①離職した場合 年金給付は減少：機会費用として報酬比例年金が減少
保険料免除は一律ではない：被用者の妻のみ免除、
自営世帯、アルバイト、失業者の妻は納付要
子どもの養育への支援は非常に薄く（児童手当）、年金とは別立て

②離職しない場合 被用者であれば報酬比例年金あり、社会保険料は賦課
育児休業法、および休業期間中の社会保険料免除
認可保育園の支援あり、年金とは関連なし、別立て、待機が多く不足

◎就業継続できる環境が企業、家庭、地域に整っていないため継続者は2割程度

◎厚生年金も 75%程度は後世代負担となっているが出産行動は年金受給に何ら考慮されていない

II 離婚と女性の年金受給

今後も離婚の増加を見越すとすれば、出産、子どもの養育の中でも自立できる環境整備が必要

III 未婚女性の年金受給

①未婚女性でも年齢上昇に従い、非正規比率が増加する現状（企業の雇用慣行も関連）。

②このため基礎年金のみの未婚女性が増加

③近年フリーターの増加（24歳以下、学生を除く女性の4人に1人）

基礎年金でさえ満額ない女性の予備軍の増加

◎ 社会保障の中で育児と就業をどう考えるのか、年金のみならず、保育、児童手当など含めて、再考が必要

ケア活動を担う者が不利にならないこと、

一方、働ける環境にある者については就業が奨励される枠組みが必要

資料出所

永瀬伸子(1999)「少子化の要因：就業環境か価値観の変化か—既婚者の就業形態選択と出産時期の選択」『人口問題研究』第55巻第2号

永瀬伸子(2000)「家庭生活と就業の両立—近年若年層の出産退職が増えているのはなぜなのか」 正村公宏・連合総合生活開発研究所編『新福祉経済社会の構築』大林書店p.169-193.

永瀬伸子(2001a)「パートの壁に103万円の壁は重要か」『日本労働研究雑誌』No.489

永瀬伸子(2001b)「女性の雇用就業は少子化をもたらすか—子どもが持てる社会への舵転換を」 ESP 58-61頁。

日本労働研究機構調査研究報告書シリーズ「年金制度改革が就業・引退行動に及ぼす影響2 「就業 構造基本調査」を用いた実証分析」(近刊予定、日本労働研究機構出版部、主査高山憲之)